

熊本県自転車活用推進計画 概要版

第1章 総論 (P1)

○計画の位置付け
・「自転車活用推進法」第10条に基づく都道府県自転車活用推進計画。

・県の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定。

○計画の区域 熊本県全域

○計画の期間
2020年度から2023年度まで 4年間

■国の法律・計画等
・自転車活用推進法(2017年5月)
・自転車活用推進計画(2018年6月)

■熊本県の主な関連計画
・第五次熊本県環境基本計画(～2020年度)
・第4次くまもと21ヘルスプラン(～2023年度)
・ようこそくまもと観光立県推進計画(～2023年度)
・第10次熊本県交通安全計画(～2020年度)
・社会資本総合整備計画(自転車部門)(～2023年度)

熊本県自転車活用推進計画(2020年度～2023年度)

第2章 自転車を取り巻く現状と課題 (P2～P17)

自転車の活用は、「熊本地震からの創造的復興」、「都市部の渋滞解消」、「クルーズ拠点等の整備」、「地方創生」、「地球温暖化対策」等に対し、有効な施策

【現状】

○CO2 排出ゼロの移動手段で、かつ、近距離移動で時間的に有利
○一人でのクルマ利用が8割、5km以内の利用が4割(全国的傾向)
○シェアサイクルやレンタサイクルの導入・検討が進展

○クルマや歩行者と分離された自転車通行空間の整備は僅かであり断片的
○自転車通行帯に関する道路構造令の改正(平成31年4月)
○鉄道駅等の交通結節点で放置自転車が発生

○自転車事故の5割以上に法令違反(平成30年)
○交通ルールの遵守、ヘルメットの着用について多くの市町村が必要との認識
○全国的には自転車事故による高額賠償事例が発生

○県民運動公園では年間3万人がレンタサイクルを利用
○自転車等による通勤は、クルマと比較し、心臓疾患等のリスクが低い(株式会社シマノ)

○県内各地でサイクリングイベントが活況、更なる交流人口の拡大に向け地域協議会の設立が進展
○海外からも多くのサイクリストが九州を来訪

【課題】

短中距離のクルマ移動を自転車利用に転換

ニーズに応じた自転車通行空間や自転車駐車場の整備促進

自転車をはじめ全ての道路利用者に対する交通ルールの周知徹底

自転車で楽しみながら健康づくりができる環境の創出

インバウンドにも対応したサイクリング環境の整備

第3章 目標及び実施する施策 (P18～P41)

○将来像と4つの目標

様々な場面で自転車が気軽に安全に利用され、豊かさを実感できる熊本を目指す。4目標 12施策 44措置。

暮らしに、観光に、健康づくりに。
皆でつくる「くまもとの自転車文化」の創造

○指標

右の指標を毎年度フォローアップ。また、国勢調査や全国都市交通特性調査等により自転車の利用実態を把握。

指標	現状値	目標値(2023年度末)
県内の主なサイクルイベント参加者数	2,893人(2018年)	4,500人
自転車ネットワーク計画 又は推進計画策定市町村数	28市町村(2020年3月末時点)	45市町村
計画期間内における自転車通行空間の整備延長	—	350km
自転車乗用中の人身事故発生件数	636件(2018年)	現状値より減少

環境

自転車が地域の基礎的な移動手段として利用できる交通環境を構築します。

- 施策1** 路外駐車場等の整備、違法駐車取締りの推進 (3措置)
駐車禁止等の実施、駐車禁止規制の見直し、違法駐車取締りや違反車両確認等により自転車通行空間を確保します。
- 施策2** シェアサイクル等の普及促進 (2措置)
公共用地や鉄道駅周辺でのポートの増設によりシェアサイクルの利便性・事業効率性を高め、普及促進を図ります。
- 施策3** 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進 (2措置)
駐輪ニーズに対応した自転車駐車場の整備支援、鉄道事業者への協力の要請・連携強化により整備を促進します。
- 施策4** 自転車通勤等の促進 (2措置)
ノーマイカー通勤デーの実施、エコ通勤配慮計画書制度の促進等により自転車通勤等を促進します。

観光

自転車が行きかう観光地域づくりを推進します。

- 施策6** サイクルツーリズムの推進 (5措置)
県内を東西南北につなぐサイクリングルートの設定、サイクリング環境の情報発信、スタンドの設置やサイクリトレインの導入等の受入環境の充実、また、海上交通との連携など、官民で連携を図りながらサイクルツーリズムを推進します。
- 施策7** 九州・山口と連携したサイクルツーリズムの推進 (4措置)
「ナショナルサイクルルート」の指定を視野に、九州・山口広域ルートの設定、情報発信、受入環境の充実等により、サイクリングを活用した観光振興に九州・山口で連携しながら取り組みます。

健康

自転車で楽しみながら健康づくりができる環境を創出します。

- 施策5** 自転車を活用した健康づくりの促進 (2措置)
公園等の活用に関する検討や広報啓発など、幅広い世代が自転車を利用した健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。

安全

全ての道路利用者が安全で快適に利用できる道路環境を創出します。

- 施策8** 自転車通行空間等の整備促進 (4措置)
地域特性に応じた自転車ネットワーク計画の策定、クルマや歩行者と分離された自転車通行空間の整備、道路標識等の設置、まちづくりと連携した生活道路における安全対策など、安全で快適な通行空間の整備に総合的に取り組みます。
- 施策9** 自転車の安全利用の促進、安全意識の向上 (10措置)
リーフレット活用や交通安全啓発DVDの貸出等による広報啓発等の実施、ヘルメット着用促進、自転車運転者講習制度の運用、交通安全教育の実施、指導取締り、交通安全に関する指導技術の向上、通行ルールの広報啓発、公務員に対するルール遵守の徹底、自動車教習所における教育等により自転車の安全な利用を促進します。
- 施策10** 学校における交通安全教育の推進 (5措置)
交通安全教室、講習会の実施、通学路周辺の安全点検の実施、子供自転車熊本県大会の開催、高校等に対する交通安全情報等の提供により自転車の安全な利用を促進します。
- 施策11** 安全性の高い自転車普及、自転車の点検整備、自転車損害賠償保険への加入の促進等 (4措置)
安全性の高い製品購入や自転車購入後の点検整備など製品事故を防止するための広報啓発、自転車損害賠償保険への加入促進、県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業等を実施します。
- 施策12** 災害時における自転車活用の促進 (1措置)
災害時における自転車の活用を検討します。

第4章 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 (P42)

○計画の推進体制

・施策、措置の連携や進捗状況を共有するため、関係部局で構成する連絡調整会議を設置
・自転車活用推進法第11条に基づく、市町村自転車活用推進計画の策定を促進

○計画のフォローアップと見直し

・必要に応じて有識者からの助言を受けつつ、毎年度、フォローアップを実施
・上位計画、関連計画の改定や自転車に関わる新たな取り組みが必要となった場合は、適宜、計画の見直しを実施